



島根県報

平成20年 1月22日 (火)

第 1,950 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の清算人の就任の届出	(")	4
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	4
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	5
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見の概要 (3 件)	(経 営 支 援 課)	5
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
道路の供用開始	(")	10
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	10
教委公告		
島根県立益田翔陽高等学校の電子計算組織、情報通信実習システム及びCADシステムの購入に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	11

告 示

島根県告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
岡田薬局	出雲市大社町杵築東648	平成19年12月12日
母里歯科医院	出雲市平田町1032	平成19年12月31日

島根県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 聖徳福祉会	松江市浜佐田町125番地	通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成19年11月1日
社会福祉法人 聖徳福祉会	松江市浜佐田町125番地	介護予防通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成19年11月1日
有限会社 オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	福祉用具貸与	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	平成19年11月12日
有限会社 オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	介護予防福祉用具貸与	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	平成19年11月12日
有限会社 オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	特定福祉用具販売	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	平成19年11月12日
有限会社 オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	特定介護予防福祉用具販売	オレンジロード	松江市学園2丁目11番18号	平成19年11月12日

島根県告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社 ユニットケア山陰	松江市浜佐田町125番地	通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成19年10月31日
有限会社 ユニットケア山陰	松江市浜佐田町125番地	介護予防通所介護	デイサービスひさご苑	松江市浜佐田町125番地	平成19年10月31日
母里 正	出雲市平田町1032-1	居宅療養管理指導	母里歯科医院	出雲市平田町1032	平成19年12月31日
母里 正	出雲市平田町1032-1	介護予防居宅療養管理指導	母里歯科医院	出雲市平田町1032	平成19年12月31日

島根県告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝口 善兵衛

大社町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 勇二 出雲市大社町修理免167番地
小村 浩司 出雲市大社町中荒木259番地
濱田 豊 出雲市大社町遥堪769番地
錦織 勝一 出雲市大社町菱根1138番地
松井 誠治 出雲市大社町遥堪1297番地
原 徳光 出雲市大社町遥堪596番地
金築 修 出雲市大社町入南477番地 3
金築 信美 出雲市大社町入南1073番地
足立 政夫 出雲市大社町入南826番地
大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地
小村 郁治 出雲市大社町中荒木2600番地 1
多久和秀明 出雲市大社町中荒木200番地
加藤 博 出雲市大社町中荒木2246番地
川上 哲治 出雲市荒茅町138番地
手銭 賢二 出雲市大社町北荒木151番地
金築 勝利 出雲市大社町北荒木1305番地 1
小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
山根 偉助 出雲市大社町修理免1346番地
三原 俊 出雲市大社町杵築西2501番地 7
森山 明光 出雲市大社町菱根1127番地

監事

久家 勲 出雲市大社町修理免528番地 2
多々納 勝 出雲市大社町入南1045番地
日野 直 出雲市大社町中荒木1691番地

2 就任年月日

平成19年11月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 和彦 出雲市大社町杵築南765番地
小村 浩司 出雲市大社町中荒木259番地
濱田 豊 出雲市大社町遥堪769番地
錦織 勝一 出雲市大社町菱根1138番地
松井 誠治 出雲市大社町遥堪1297番地
板倉 茂雄 出雲市大社町遥堪1312番地
足立 政夫 出雲市大社町入南826番地
金築 修 出雲市大社町入南477番地 3
金築 信美 出雲市大社町入南1073番地
川上 賢一 出雲市荒茅町233番地
大梶 泰男 出雲市大社町中荒木1646番地
園山 定 出雲市大社町中荒木210番地

小村 郁治 出雲市大社町中荒木2600番地 1
中山 守由 出雲市大社町中荒木2265番地
金築 勝利 出雲市大社町北荒木1305番地 1
池田 晴久 出雲市大社町北荒木31番地 2
小川 秀勝 出雲市大社町修理免836番地
久家 勲 出雲市大社町修理免528番地 2
山根 偉助 出雲市大社町修理免1346番地
春木 加三 出雲市大社町杵築西1891番地

監事

伊藤 勇二 出雲市大社町修理免167番地
松井 實 出雲市大社町遥堪1113番地
竹下 友美 出雲市大社町修理免759番地 6

島根県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

那賀郡金城村土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

山崎 久瀧 浜田市金城町久佐八100番地
田邨 一男 浜田市金城町今福425番地 1
下谷 巧 浜田市金城町久佐イ595番地
佐々原熊雄 浜田市金城町入野口262番地
原田 義則 浜田市金城町久佐イ1073番地10
宮本 教行 浜田市金城町今福779番地
河西 堅 浜田市金城町上来原418番地
原田 敏弘 浜田市金城町七条八209番地
齋藤 幸憲 浜田市金城町下来原1472番内1地
川上 幾雄 浜田市金城町下来原538番地
羽柴 兼夫 浜田市金城町七条イ268番地
河崎 忠 浜田市金城町波佐イ748番1地
竹田 聰 浜田市金城町小国イ714番地
三浦 兼浩 浜田市金城町長田イ18番3地
森本 一孝 浜田市金城町小国イ233番地

2 就任年月日

平成19年12月28日

島根県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和54年 2月15日農林水産省告示第193号、平成 5年 8月17日農林水産省告示第911号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第43号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町片匂307 山本千代則

” 鹿島町手結1062 井上松則

” 鹿島町古浦601 - 17 川上清忠

(2) 加入区

恵曇加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第44号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により意見が提出されたので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

2 意見の概要

(1) ゆめタウン出雲の新設により、開発地域内及び開発地域周辺に位置することとなる以下の各道路について、車両通行量の激増が予想されている。

- ・ 矢尾今市線
- ・ 体育館西高岡線
- ・ 北本町谷田谷線
- ・ 四絡30号線
- ・ 四絡6号線
- ・ 国道9号出雲バイパス

これらの道路は、腎臓疾患患者に人工透析を実施するおおつかクリニック及び島根県の拠点病院である県立中央病院へ救急患者を搬送する救急車両の通行道路となっている。そのため、これらの道路における大規模な渋滞発生は、救急車両の通行に著しい支障を来すこととなり、これら患者の生命身体に具体的・現実的な危険を及ぼすものである。

しかしながら、株式会社イズミが作成・提出した、ゆめタウン出雲新設に関する大規模小売店舗立地法に基づく届出の中では、車両誘導方法及び道路改良計画等について一般的・抽象的・概括的な説明がなされるのみで、上記渋滞発生に関する具体的な対策が何ら講じられていない。

以上のとおり、ゆめタウン出雲の新設については、大規模小売店舗立地法上重大な欠陥が存在しており、このような状態での新設・出店・開業に対しては、医療従事者の立場から強く反対する。

(2) また、平成19年12月、国道9号出雲バイパスが開通しているが、このバイパス開通により県立中央病院周辺の道路及び交差点において、開通前の予想とは大きく異なる大規模な交通渋滞が発生している。バイパス開通に伴う大規模な交通渋滞が発生している状況のもとで、さらにゆめタウン出雲が新設・出店・開業することとなった場合、現状をはるかに超える交通渋滞が発生し、おおつかクリニック及び県立中央病院へ救急患者を搬送する救急車両の通行に著しい支障を来すことは明らかである。

しかしながら、前記大規模小売店舗立地法に基づく届出中に記載されている道路の改良計画等は、この国道9号出雲バイパス開通に伴う大規模な交通渋滞の発生を一切考慮に入れていない。このように従前の交通量しか前提としていない道路改良計画に基づき、ゆめタウン出雲が新設・出店・開業した場合には、さらなる交通渋滞の発生により救急患者らの生命身体に具体的・現実的な危険を及ぼすことは明らかである。

以上のとおり、ゆめタウン出雲の新設については、大規模小売店舗立地法上、重大な欠陥が存在しており、このような状態での新設・出店・開業に対しては、医療従事者の立場から強く反対する。

3 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109-1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第45号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝口善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

出雲商工会議所 会頭 江田 小鷹 島根県出雲市大津町1,131番地の 1

3 意見の概要

大規模小売店舗の新設に伴い、周辺の交通環境の悪化が懸念されるため、店舗駐車場等への入出経路などの交通環境や周辺の住環境に対し、特に以下の点について配慮願いたい。

- (1) 本館での平面駐車場及び立体駐車場出入口は、市道四絡34号線沿いにそれぞれ 1 箇所しかなく、市道四絡34号線は大渋滞を起こす懸念があるので出入口を増やすなどの対策を検討されたい。また、駐車場内では、立体駐車場への車両と平面駐車場の車両と交差することが予想されるので、交通整理員の配置等により円滑な車両通行に努められたい。
- (2) 国道 9 号出雲バイパス方面から県道矢尾今市線を利用し、県立中央病院北側交差点を右折し、ゆめタウンへ向う車両について、バイパスからその交差点までの間が200メートルしかないこと、また、途中で県立中央病院への正面入口（右折進入）もあり、この交差点付近では恒常的に渋滞が懸念されるため対策を検討されたい。
- (3) 駐車場に囲まれる住宅等や駐車場に隣接する住宅等があるので、届出に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響を出来る限り低減するとともに、特に騒音、悪臭等について環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないように努められたい。なお、早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は、事業者の責任において速やかな対処を願いたい。
- (4) 店舗周辺の道路には、出雲三中への自転車通学路、及び四絡小学校への徒歩通学路があり、店舗の設置に伴い近接道路において車の通行量が増大し、危険性が増すと考えられるので、特に登下校時間帯に対する安全対策に配慮願いたい。
- (5) 駐車場の利用時間（午前 8 時30分から24時30分）が深夜にかかるため、閉店時に若者等が駐車場にたむろして騒ぐことのないよう、また、深夜徘徊など若者等の溜り場とならないよう青少年の健全育成に努められたい。

4 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

5 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第46号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 2 項の規定により意見が提出されたので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

2 意見の概要

- (1) ゆめタウン出雲の新設は、駐車場に囲まれる住宅地を残して開業することが予定されており、駐車場に囲まれる住宅地の住民がこれまで享受してきた平穏な生活が著しく侵害され、ゆめタウン出雲の開業による受忍限度を超えることとなる騒音等により駐車場に囲まれる住宅地に居住する病気療養中の者の生命身体の危険を生じさせるもので、その出店・開業に断固、反対するものです。
- (2) ゆめタウン出雲の新設によって、市道四絡30号線を通行する来店者の車の通行量が激増することが予想されること、その歩道の設置に瑕疵があり、市道四絡30号線を歩行する学童・幼児・高齢者の交通事故の危険が大であり、このような重大な欠陥がある状態での出店・開業に断固、反対するものです。
- (3) 昨年12月のバイパスの開通によって、県立中央病院周辺の道路の交差点における想定外の渋滞が生じ、ゆめタウン

出雲の新設によって、当初の予想を大幅に超えた県立中央病院周辺道路の大渋滞が予想されることが明らかとなりました。

大店立地法届出の道路計画は、昨年12月のバイパスの開通による道路渋滞状況が考慮に入れられておらず、予想される県立中央病院周辺の道路の大渋滞は、近隣住民の生活に重大な支障が生じるとともに、緊急救急車両の通行にも重大な障害となり、市民の生活の安全が確保されていないことは明らかです。

従って、このような重大な欠陥がある状態での出店・開業には、断固、反対するものです。

- (4) ゆめタウン出雲の年商は200億円が予定されています。ゆめタウン出雲の新設・開店により、出雲市の中心市街地の商店街は壊滅的な打撃を受けることが予想され、出雲市のまちづくりに重大な支障となります。

出雲市の中心市街地の商店街の発展と両立できないゆめタウン出雲の新設・開業には、断固、反対するものです。

3 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109 - 1）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第47号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝口善兵衛

1 起業者の名称

社会福祉法人 隠岐共生学園

2 事業の種類

玉湯地区福祉施設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県松江市玉湯町大字湯町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「玉湯地区福祉施設整備事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人隠岐共生学園は、平成18年10月7日開催の同法人理事会において本件事業を施行することを決定し、金融機関による融資により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、松江市全体の高齢化率及び要介護率を上回りながら、高齢者の介護を目的とする長期滞在型介護施設がない同市玉湯町に、同施設及び地域密着型サービスを提供する複合型福祉施設を建設しようとするものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地の選定に当たり、用地取得費と造成費の合計価額が最も安

価であり、文化財も見られず、特別に保存すべき動植物の存在も認められない候補地を選定しているところから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第 3 号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

松江市においては、平成18年度から20年度までの 3 カ年を対象に、「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、起業者はこの計画に則って、計画の対象地区である同市湖南圏域のうち、長期滞在型福祉施設のない同市玉湯町に、長期滞在型及び地域密着型サービスを提供する複合型福祉施設を開設しようとするものであり、同町での総合的な高齢者福祉向上に大きく貢献できるものと考えられ、また同町における高齢化の進行を勘案した上でも、早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

松江市役所（健康福祉部介護保険課）

島根県告示第48号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	斐川一畑大社線	簸川郡斐川町大字莊原1471番地先から同1464番地先まで	前	A メートル 16.00～ 24.40	メートル 84.40	出雲県土整備事務所	左記の A 及び B は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 莊原新田用水路工事 ダブルウェイ仮設道設置
			後	A 16.00～ 24.40	84.40		
			B 11.00～ 14.80	66.00			
"	別府川本線	邑智郡川本町大字谷戸312番 3 地先から同地先まで	前	9.00～ 22.00	14.00	県央県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	12.00～ 25.00	14.00		

"	"	邑智郡川本町大字谷戸312番3地先から同地先まで	前	6.00~ 14.00	16.00	備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	14.00~ 17.00	16.00		
"	静岡久手停車場線	大田市鳥井町鳥井字八幡原497番6地先から同町鳥井字迫2017番3地先まで	前	3.50~ 59.00	1,225.00	県央県土整備事務所大田事業所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00~ 71.00	1,225.00		

島根県告示第49号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	簸川郡斐川町大字荘原1471番地先から同1464番地先まで	メートル 66.00	平成20年 1月22日	出雲県土整備事務所	
"	川本美郷線	邑智郡川本町大字川本2655番1地先から同地先まで	13.00	平成20年 1月22日	県央県土整備事務所	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4744番2地先から同2820番5地先まで	266.00	平成20年 1月22日		
"	別府川本線	邑智郡川本町大字谷戸312番3地先から同地先まで	14.00	平成20年 1月22日		
"	"	邑智郡川本町大字谷戸312番3地先から同地先まで	16.00	平成20年 1月22日		
"	桜江金城線	江津市桜江町長谷1528番3地先から同1529番4地先まで	100.00	平成20年 1月22日	浜田県土整備事務所	
"	跡市波子停車場線	江津市波子町口76番1地先から同市敬川町2120番6地先まで	680.00	平成20年 1月22日		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年1月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人訪問看護ステーションほほえみ

3 代表者の氏名

吉直 正俊

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市平田町2791番地 1

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者及び終末期医療者等に対する自宅療養支援を主とする助けあい事業等を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成20年 1月22日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア 島根県立益田翔陽高等学校電子計算組織 一式

イ 島根県立益田翔陽高等学校情報通信実習システム 一式

ウ 島根県立益田翔陽高等学校 C A D システム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年 3月27日（木）

(4) 納入場所

島根県益田市高津 3 - 21 - 1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課(電話0852 - 22 - 6603)
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
平成20年1月22日から平成20年1月28日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 入札及び開札の日時
平成20年2月14日(木)
ア 島根県立益田翔陽高等学校電子計算組織 一式 13時30分から
イ 島根県立益田翔陽高等学校情報通信実習システム 一式 14時から
ウ 島根県立益田翔陽高等学校CADシステム 一式 14時30分から
- (4) 入札及び開札の場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室
- (5) その他
郵便による入札は認めない。

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年2月5日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

